37

才 を ま वै

る

して、自宅のバリアフリー化、る事業所や個人事業者を利用る事業所や個人事業者を利用と市民の生活環境の向上を図と市民の生活環境の向上を図 助成金額】 【助成対象となるリフォ

▼費用の10%以上がバリア税を除く)以上の工事。が施工する20万円(消費 市内に本社機能を有する および個人事業者 や省エネ、 防災に (消費

受

省エネ化、自宅

フォ

ム工事を行う場合に、

防災対策を含むリ

工事費用の一部を助成します。

また、

リフォ

ム工事と一

の工事は、 リフ 費用の20%で、 ものに限ります。 2月29日までに終了する完了の検査が、平成24年 対応していること。 (費用が 査が、平成24年-ム工事にかかる 0 10万円以上) 万円以上 20万円を

部を助成します。 行う場合にも、

【助成対象者】

外国人登録をしている人。市内在住で、住民登録か

助

成

事

業

の

概

要

体的に下水道への接続工事を

工事費用の一

回限り 同一助成

同

市税を滞納

(を滞納していない人。) 世帯に属する全員が

助成は同一住宅について 上限とします。

水道接続工事助成】 1回までとし、

対象者につき1

【助成対象住宅】

象者の配偶者、

ŧ

しくは

行う場合のみ

1親等以内の親族が所有

助成対象者または助成対

※リフォ

ム助成と併せて

【助成予定件数】 費用の20%で、 録事業所が施工する工事。市内下水道指定工事店登 一限とします。 15万円を

※店舗などとの併用住宅は

している住宅。

個人住宅部分のみ対象と

なり

Ÿ ▼住宅リフォ

ム助成

付開始日および受付場所】

受付時間 受付開始日 午前9時~ 5月9日 月 正午 4 時 か ら

受付場所 午後1時~ 役所中田庁舎

また、郵送による申請はで、平日のみとなります。※受け付けおよび問い合わせ きませ 建設部 建築住宅課

問 住宅リ 合わせ】

水道接続助成 建築住宅課 <u>34</u> 2 3

市ホー 34 ムペ 水道課 2 3 5 ジから お 9

※申請書は各総合支所窓口 よび、 0 2 2 0 きます

6

既存住宅の床面積を増減させないリフォーム工事 屋根のふき替え・塗装、外壁の張替え・塗装など

フバ 手すり設置工事(階段、トイレ、浴室など)

防炎カーテンの取替え、新設

建具のガラス飛散防止 家具類の転倒防止措置工事

床、壁、窓、天井、外壁、改修工事

浴室、台所、洗面室、トイレのリフォーム

床、壁、窓、天井、外壁、断熱改修工事

LED照明器具の新設、一般照明からの交換

段差の解消、廊下幅の拡張工事

強化ガラスに入替え

◁主な助成対象リフォーム一覧▷

一般リフ

ふすま紙・障子紙の張替え、畳の取替え

雨どいなどの取替え・修繕

省エネ 断熱サッシ・複層ガラスに取替え

※物品の購入のみなど、内容によっては対象外になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

◇リフォーム助成例 120万円のリフォーム費用の場合

バリアフリー・省エネ・防災 一般リフォーム部分 110万円 10万円以上(費用が100万円以上)

助成対象額120万円×20%=24万円 ※上限20万円 助成額20万円

56万円のリフォーム費用の場合 バリアフリー・省エネ・防災 一般リフォーム部分50万4千円 5万6千円以上(費用の10%以上)

助成対象額56万円×20%=11万2千円 助成額11万2千円

車庫、物置、倉庫などの工事・住宅の解体工事 工場、事務所などのリフォーム

剪定などの植栽工事・浄化槽工事

門扉、ブロック塀、舗装などの外構工事

住宅太陽光発電システムの設置工事

インターネット配線工事 シロアリ駆除、その他消毒などの薬剤散布・塗布

ハウスクリーニング、排水管清掃など 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

④政治活動や宗教活動に関

事業

※それ以降の申請につ

11

7 11

各総合支所にお問

目的にした事業、または

または営利を

合 は、

わ

せくださ

③団体の運営を目的とする

る事業

5

申込期限

5

月 20 日

金

まで

または団体の

みに帰属す

⑤その他、補助事業として

【問い合わせ】

各総合支所地域生活課

適当でないと認められる

₩取組事業のイメ ージ

いる事業、

または対象と

支所に設置する ※申請された事業は、

り委員会」

で検討な

(討や評価を)「地域づく

総合

助金の交付対象となって

なる事業。

②事業の効果が特定の個人

行

41

、ます。

■■「協働のまちづくり地域交付金制度」

2)申請・

受け付け

に対して支援します

動で次の取り組みイメー に該当す る、

✓対象とならない事業

国

県または市などの補

ださい

事前に総合支所にご相談く

容

・申込方法については、

公益的な活動

地域づくりを目的とした活

事業の内容

の平成23年度事業を募集し 域をつくるため ちづくり地域交付金制度」 「協働のま

■ 交付金制度の概要 活動を支援し、 住み良い地

平成23年度

協働

のまちづく

事業を募集

ます

「地域」のことを

地域域」

で話し合い

で実践する活動を支援します~

地域交付金制度」

⑤実績報告

報告会

および活動

②地域の人やモノなどの素主体的な取り組み 造や提供する取り組み 身近な公共サ 材を生かした取り組み

する取り組み 地域の伝統・文化を継承

皆で実践する取り組み地域住民の声を集約して 取り組み団体同士の連携や協働の

各総合支所の地域生活課まる事業申請書に記入の上、

で提出してくださ

また、

記入方法や事業内

3 事業費

円 金を交付します。 各総合支所ごとに ※予算の範囲内で交付管支所ごとに100万

申請方法

-ビスの創

申請から活動報告までの流れ

実施

多事業の 決定

〓対象経費の主な例 (団体の運営経費・人件費などは対象とはなりません)		
事業区分	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	講師などへの謝金	会員や参加者の謝礼 (旅費、日当含む)
需要費	消耗品、印刷製本費など	飲食費、事務所の光熱水費など
委託料	事業の一部委託費 (団体が実施困難なものに限る)	事業の一括委託費
借り上げ料	会場使用料、レンタル機材などの借上料	会員所有の建物および家賃など
原材料費	木材などの材料購入費	

③地域づくり

検討や評価

骨会での

①事業に

ついて

の相談

13 | Apr.2011